

令和2年度
医療保健子ども福祉病院常任委員会
(子ども・福祉部) 所管事項説明資料

	頁
1 組織について	1
2 予算について	5
3 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について	10
4 子ども・福祉部の所管事項について	14
(1) 地域福祉の推進	15
(2) 障がい者の自立と共生	20
(3) 児童虐待の防止と社会的養育の推進	25
(4) 県民の皆さんと進める少子化対策	28
(5) 結婚・妊娠・出産の支援	32
(6) 子育て支援と幼児教育・保育の充実	36

《別冊》
事務事業概要

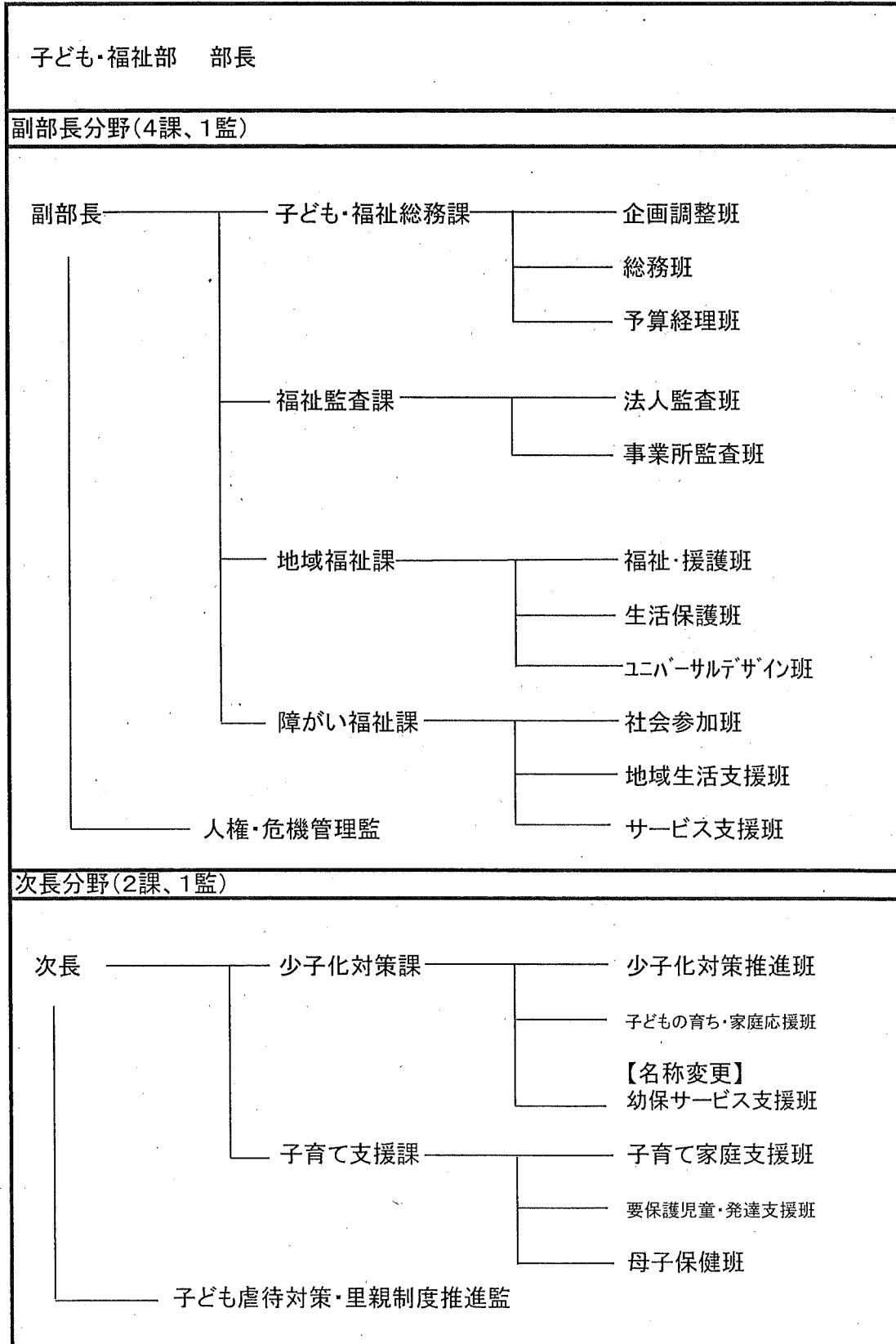
令和2年5月25日
子ども・福祉部

1 組織について

子ども・子育て支援の取組と生活保護など社会的扶助の取組を進めるとともに、障がいを抱える方々のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施しています。

今年度は、増加する児童虐待相談へ対応するための体制の強化などの視点から、組織体制を見直しました。

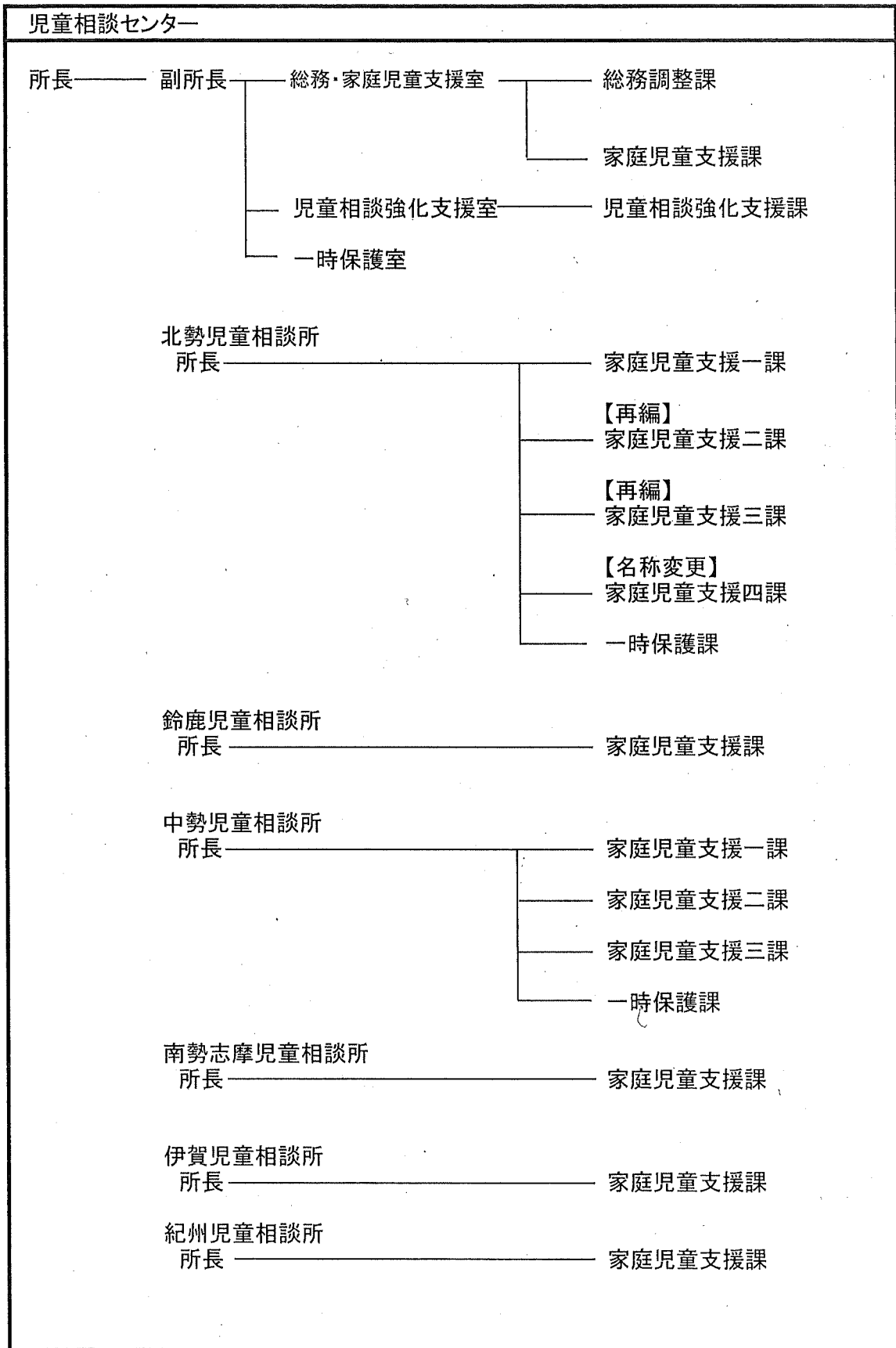
(1) 本庁

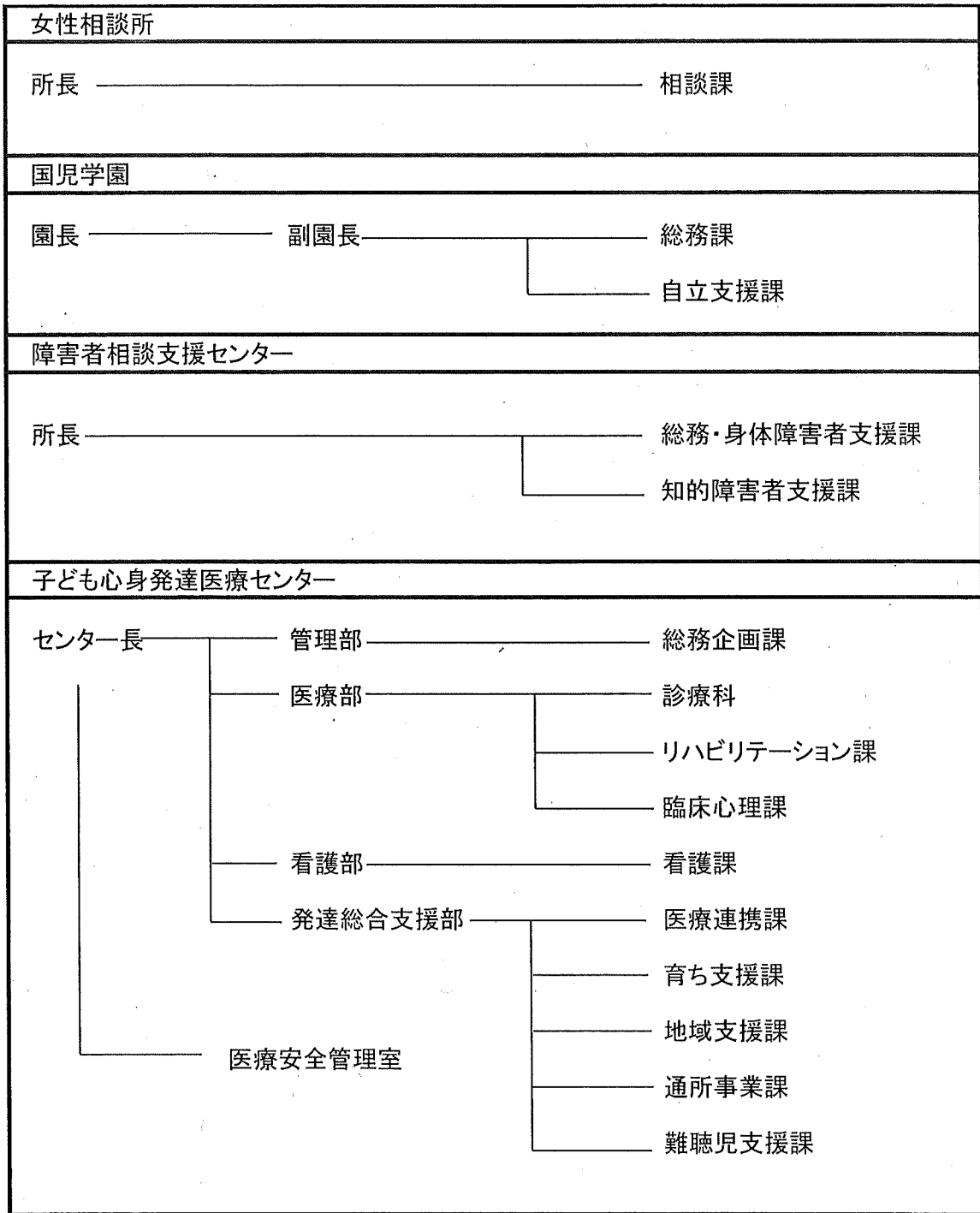


(2) 福祉事務所

北勢福祉事務所	
所長 _____	福祉課 生活保護課
多気度会福祉事務所	
所長 _____	福祉課 生活保護課
紀北福祉事務所	
所長 _____	福祉課
紀南福祉事務所	
所長 _____	福祉課

(3) 単独地域機関





2 予算について

令和2年度 子ども・福祉部予算 比較表

【一般会計】

(単位:千円、%)

		令和元年度当初 +30年度2月補正 +元年度6月補正	令和2年度当初 +元年度2月補正	増減額	増減率
民生費	事業費	36,634,970	38,800,730	2,165,760	5.9
	県費	29,520,199	32,197,484	2,677,285	9.1
衛生費	事業費	1,649,030	1,830,388	181,358	11.0
	県費	1,389,339	1,585,357	196,018	14.1
教育費	事業費	1,334,095	1,329,620	△ 4,475	△ 0.3
	県費	1,040,650	1,039,059	△ 1,591	△ 0.2
合 計	事業費	39,618,095	41,960,738	2,342,643	5.9
	県費	31,950,188	34,821,900	2,871,712	9.0

※県費は財源振替前

※新型コロナウイルス感染症に係る補正予算は含まず

【特別会計】

(単位:千円、%)

	令和元年度当初	令和2年度当初	増減額	増減率
三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計	281,738	241,965	△ 39,773	△ 14.1
三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計	2,160,647	2,351,737	191,090	8.8
合 計	2,442,385	2,593,702	151,317	6.2

令和2年度 施策別の予算額

子ども・福祉部
(単位:千円)

施策番号	施策名	令和元年度当初 +30年度2月補正 +元年度6月補正	令和2年度当初 +元年度2月補正	増減額	
	112 防災・減災対策を進める体制づくり	664	0	△ 664	
○	131 地域福祉の推進	3,450,396	3,451,247	851	
○	132 障がい者の自立と共生	12,260,384	13,374,937	1,114,553	
○	133 児童虐待の防止と社会的養育の推進	3,946,269	4,486,007	539,738	
	211 人権が尊重される社会づくり	367	367	0	
	212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	134,196	130,456	△ 3,740	
○	231 県民の皆さんと進める少子化対策	326,188	267,170	△ 59,018	
○	232 結婚・妊娠・出産の支援	560,878	548,052	△ 12,826	
○	233 子育て支援と幼児教育・保育の充実	(925,132) 16,439,280	(1,081,313) 17,165,717	(156,181) 726,437	
	242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	55,697	57,249	1,552	
	その他(人件費等)	(1,517,253) 2,443,776	(1,512,389) 2,479,536	(△ 4,864) 35,760	
合 計		特別会計	(2,442,385)	(2,593,702)	(151,317)
		一般会計	39,618,095	41,960,738	2,342,643

※ 上段()書きは特別会計分で外数

※ ○印は子ども・福祉部が主担当の施策

※ 新型コロナウイルス感染症に係る補正予算は含まず

地域における共生の福祉社会づくり

地域福祉課 ①②③ 224-2256
障がい福祉課 ④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 224-2274

「三重県地域福祉支援計画」に基づき、「みんな広く包み込む地域社会 三重」をめざして、地域における支え合い体制づくりが進み、さまざまな課題を抱える人が社会から孤立することなく住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりに取り組みます。

さらに、障がい者の自立や自己実現、社会参加の機会を確保するとともに、障がい者差別の解消や虐待の防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組を進め、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりを進めます。

地域福祉の推進

① (新) 相談支援包括化推進員等養成事業 予算額 4,031千円
《相談支援包括化推進員の養成》市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。

② (一部新) 生活困窮者自立支援事業 予算額 32,058千円
《アウトリーチ支援員の配置》県所管地域(多気町を除く郡部)において、さまざまな課題を抱えた生活困窮者の相談に適切に応じ、自立に向けた支援に取り組むため、三重県生活相談支援センター内に相談支援員等と新たにアウトリーチ支援員を配置します。

③ 地域生活定着支援事業 予算額 23,426千円
「三重県再犯防止推進計画」に基づき、高齢または障がいを有する矯正施設退所者が、再び罪を犯すことがないように、三重県地域生活定着支援センターにおいて、退所者に対し適切な福祉サービスを受けられるよう支援し、社会復帰および地域生活への定着を促進します。

生きづらさを抱える
人を受け止める
「断らない相談支援」

犯罪や非行をした者を
孤立させない

障がい者の自立と共生

④ (一部新) 障がい福祉総務費 予算額 7,497千円
《みえ障がい者共生社会づくりプランの策定》令和3～5年度を計画期間とする次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の策定に取り組みます。

⑤ (一部新) 障害者介護給付費負担金 予算額 8,721,320千円
市町が支出する介護給付費の一部を負担します。
《障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業》障害者支援施設等における介護業務の負担軽減を図るためのロボット等の導入を支援します。

⑥ 障がい者権利擁護推進事業 予算額 5,772千円
障がいを理由とする差別の解消のため、相談員による相談対応や啓発活動等に取り組むとともに、障がい者の虐待防止や対応力の向上を図ります。

⑦ 医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業 予算額 3,202千円
医療的ケアが必要な障がい児・者と
その家族が地域で安心して生活できるよう支援します。

⑧ 障がい者就労支援事業 予算額 14,463千円
福祉事業所の経営改善等への支援や共同受注窓口の支援に取り組みます。

⑨ (一部新) 障がい者の持つ県民力を発揮する事業
《芸術文化活動支援センターの設置》三重県障がい者芸術文化祭を開催するとともに、「三重県障がい者芸術文化活動支援センター(仮称)」を設置します。

⑩ 障がい者スポーツ推進事業 予算額 57,249千円
三重とこわか大会に向けた選手・競技団体の育成等に
取り組みます。

三重とこわか大会
SHIMANE-KANSAI CULTURE FESTIVAL 2025



誰一人取り残さない支援体制の実現!

児童虐待の防止と社会的養育の推進

子育て支援課 ①②③④⑤ 224-2271

「子どもを虐待から守る条例」に基づき、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解促進と、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られるよう取組を強化します。

また、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援の充実や、里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組を進めます。

児童虐待対応力の強化

① 児童一時保護事業 予算額 239,036千円

児童相談所に併設する一時保護所や施設等への委託一時保護において被虐待児童等を保護し、児童の安全の確保を図るとともに、専門職による心のケア等を行います。

② (一部新) 児童虐待法的対応推進事業 予算額 167,853千円

《AI技術の活用》児童虐待に的確に対応するため、児童相談所の法的対応、介入型支援を強化するとともに、AI技術の活用によりアセスメントの精度を高めます。

また、子どもの権利擁護を推進するため、多機関連携の推進や協同面接の確立、アドボケイト(代弁・擁護者)の養成、適切な家庭復帰に向けた仕組みづくりを進めます。

③ (一部新) 市町児童相談体制支援推進事業 予算額 7,064千円

《子ども家庭総合支援拠点の設置促進》市町の子ども家庭総合支援拠点設置のため、アドバイザーを派遣するなどの支援を行います。

また、市町との継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図ります。



令和元年7月 実証実験開始
→令和2年度から全児相へ展開

子どもが権利の主体

子どもの最善の利益を最大限に考慮した対応

社会的養育の推進

④ (一部新) 家庭的養護推進事業

予算額 201,273千円

《フォスタリング機関の整備》

里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行う里親養育包括支援体制の整備を進めます。

《児童養護施設の人材確保》児童養護施設等の人材確保を支援するとともに、小規模グループケア化や多機能化、児童家庭支援センターの設置を促進します。

⑤ (一部新) 家族再生・自立支援事業 予算額 35,056千円

《施設からの自立支援》児童養護施設に専任の生活相談員を配置するとともに、施設、企業、NPOと連携・協力し、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。

また、入所児童の処遇向上を図るため、児童養護施設職員等の人材育成に取り組むとともに、退所者に対し生活の場の提供や身元保証を行います。



どのような家庭環境で育った子どもであっても、
等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、
夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す

子ども・子育ての希望がかなう三重県づくり

少子化対策課 ①②⑤⑥⑦⑧ 224-2404
子育て支援課 ③④⑨⑩⑪ 224-2271

「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、県をはじめ企業や団体等さまざまな主体が協創して少子化対策の取組を進めることにより、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざします。
また、安心して子育てのできる体制整備を進めるとともに、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境をめざします。

少子化対策の気運醸成と結婚・妊娠・出産の支援

① (一部新) 男性の育児参画普及啓発事業 予算額 2,390千円

《男性育休イノベーション》男性の家事・育児への参画が当たり前となる社会とするために、みえのイクボス同盟加盟企業等と連携しながら、男性の育休取得者を増加させていくために有効な取組を研究・実践し、その成果を横展開します。



② みえの出逢い支援事業 予算額 6,494千円

みえ出逢いサポートセンターにおける出会いイベント等の情報提供のほか、結婚を望む人のより身近な地域で出会いの場づくりの取組が進むよう、市町や企業、団体などが行う取組の支援をより一層進めます。

③ (一部新) 不妊相談・治療支援事業 予算額 461,364千円

《不妊治療と仕事の両立支援》不妊治療と仕事の両立に向けて、企業向けの啓発事業を開催するとともに、当事者が相談しやすい体制整備を行い、仕事をしながら不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。

④ (一部新) 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業

予算額 13,482千円

《子どもの死因究明(Child Death Review)体制整備》予防可能な子どもの死亡を減らすため、死に至る経緯等のさまざまな情報をもとに死因を多角的に究明し、効果的な予防対策を検討します。

また、母子保健活動の核となる人材の育成や母子保健体制構築アドバイザーの派遣など、各市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援します。

子育て支援と幼児教育・保育の充実

⑤ (一部新) 保育対策総合支援事業 予算額 76,403千円

《保育現場の業務改善支援》保育現場の労働環境整備に向け、ICT等を活用して事務作業効率化の方法などを見える化し、保育士の業務のプロセス改善が自発的に進むことを支援します。

《保育所の表彰》県内の保育所等を対象に、工夫をしながら働きやすい職場環境づくり等を進めている取組の表彰を行います。

待機児童解消に向けて
保育士の確保
に引き続き注力!

⑥ 保育士等キャリアアップ研修事業 予算額 15,980千円

⑦ 保育専門研修事業 予算額 10,823千円

保育士等の処遇改善を進め、保育現場におけるリーダー的職員の育成や保育士等の専門性の向上に向けた研修等を実施します。

⑧ 放課後児童対策事業費補助金 予算額 1,089,365千円

保護者が昼間家庭にいない小学生の適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブの設置や運営支援を行います。

⑨ (一部新) 医療支援事業 予算額 27,885千円

《発達障がい児地域診療ネットワークの構築》発達障がい児の早期診断、早期支援のため、地域の医療機関への実践研修等の技術的支援を行うとともに、市町、療育機関など関係機関とのネットワークの構築等を進めます。

⑩ 子どもの貧困対策推進事業 予算額 814千円

⑪ ひとり親家庭自立支援事業 予算額 48,484千円

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、取組を進めます。

3 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について

1 これまでの取組

感染の拡大を防止する観点から、不足するマスク等の防疫資材を児童福祉施設や障害者支援施設等へ配布するとともに、子どもの居場所となる放課後児童クラブや放課後等デイサービス事業所などのサービス確保に、市町や事業者と連携して取り組みました。また、感染症の影響で生活に困窮する方や障がいのある方など、社会の中で弱い立場に置かれた方に、寄り添った支援を行いました。

<防疫資材の確保>

学校が休業となる中、保護者が仕事を休めない子どもの居場所として開所されている児童福祉施設等において、施設職員等が使用するマスクや消毒液などの確保が厳しい状況にあることから、感染防止に必要な防疫資材の確保に取り組みました。

(1) マスクの配布

- 3月 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設 1,600 枚
(みえ犯罪被害者総合支援センター 寄贈)
- 4月 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、障害者支援施設等 16,000 枚
(三重県日本中国友好協会 寄贈)
- 放課後児童クラブ、保育所、児童養護施設、救護施設等 17,000 枚
(中国河南省人民政府 寄贈)
- 障害者支援施設等 10,000 枚
(匿名 寄贈)
- 5月 婦人保護施設 200 枚
(三重県曹洞宗青年会 寄贈)
- 母子生活支援施設 1,000 枚
(三重県衣料縫製工業組合 寄贈)
- 子ども食堂、フードバンク、里親家庭 10,000 枚
(伊藤印刷 寄贈)

(2) 消毒液等の配布

- 3月 手指消毒液
 - ・高度医療的ケア児の家庭 15 世帯
 - ・児童養護施設、救護施設、障害者支援施設等 927 施設ハンドソープ、ゴム手袋
 - ・認可外保育所、公私立幼稚園、障害者支援施設 1,268 施設
- 4月 手指消毒液
 - ・認定こども園、私立幼稚園、救護施設等 97 施設
- 5月 手指消毒液
 - ・高度医療的ケア児の家庭 29 世帯
 - ・保育所、放課後児童クラブ、救護施設、障害者支援施設等 1,091 施設

<福祉サービスの確保>

感染症に対する不安を抱えながら開所している児童福祉施設や障害者支援施設等について、不足物資等の課題を把握するとともに、感染拡大の状況変化にあわせて丁寧な情報提供や助言等の支援を行いました。

(1) 子どもや家庭への支援

- ・児童福祉施設での防疫対策と感染発生時の対応に関する手引きの作成と周知
- ・学校の臨時休業等の状況にあわせ、市町や事業者と連携して、保育所や放課後児童クラブ等の子どもの居場所を確保
- ・保育所等が臨時休園した場合の利用者負担額の取扱いに関する助言
- ・三重県児童養護施設長会における感染防止に関する情報交換

(2) 障がい者への支援

- ・障害者支援施設での防疫対策と感染発生時の対応に関する手引きの作成と周知
- ・特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービス事業所利用者の受け入れ増に対する人員基準等の弾力的な運用や雇用調整助成金など財政支援制度の利用に関する施設への助言
- ・通所サービス事業所の利用者減の場合に通常と同等のサービスを提供した場合の取扱いに関する市町への助言

(3) 生活困窮者への支援

- ・救護施設等での防疫対策と感染発生時の対応に関する手引きの作成と周知
- ・保護施設における人員基準等の柔軟な運用に関する助言
- ・生活困窮者を対象とした自立相談支援機関（相談窓口）での相談
- ・生活保護の要否判定等や医療扶助の柔軟な対応を市町へ依頼

<生活を守る緊急支援>

感染症の影響による休業等に伴う収入減少などで生活に困窮している方など社会的に弱い立場に置かれた方に対して、緊急的に設けられた支援制度を周知するとともに、こうした方々に寄り添った包括的な相談支援を行いました。

また、感染症の影響による不安やストレスからDVや虐待の懸念がある方など、早期に適切な対応が必要な方に対して、遅滞のない支援を行うことができるよう、状況把握や相談支援に取り組みました。

(1) 生活福祉資金貸付制度等の拡充

- ・感染症の影響により生活に困窮した方からの相談を受け、緊急小口資金等を貸付〔5/15〕相談件数 2,571 件、申請件数 2,043 件、決定件数 1,343 件
決定額 237,559 千円
- ・実施主体である三重県社会福祉協議会へ応援職員を派遣
- ・離職や廃業と同程度に困窮し住居を失うおそれのある方へ住居確保給付金を支給

(2) ひとり親家庭等への支援

- ・県立病院等の備蓄品〔1,100 品目〕を、ひとり親家庭等への食料支援を行う団体へ寄贈
- ・NPOから提供された保護者のアンケート〔226 件、内ひとり親家庭 87 件〕を受けて、支援が必要な人への情報提供等の方法を工夫し発信

(3) 虐待・DVの防止

- ・学校休業中の支援対象児童について、状況把握と必要な支援の実施を市町へ依頼
- ・母子生活支援施設へDV被害者に対する適切な支援と対応を依頼
- ・4月のDV相談件数が倍増しており、SNSを活用した相談体制整備の予算化

(4) 妊産婦等への注意喚起

- ・不安を抱える妊婦への感染症対策に関するリーフレットについて市町を通じて周知
- ・母子保健事業等の実施に関する新型コロナウイルス対応について関係機関へ周知
- ・経営者団体に対し、休暇を取得しやすい体制整備など、職場における妊婦に対する配慮について依頼

2 今後の取組

今後も、各種資金の貸付や相談窓口での相談件数や内容を定期的にモニタリングするとともに、施設の利用者や福祉サービス事業者、市町等の声を丁寧に聞き取ったうえで、必要な対策を進めていきます。

予定していたイベントや研修等については、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し、今年度中の開催の是非を慎重に検討します。なお、開催する場合には、「三つの『密』」の回避など適切な感染防止対策を徹底します。また、予定通り開催できない場合にも、例えばオンラインでの開催など、取組の目的を達成するための代替手段を必要に応じて柔軟に検討します。

「新型コロナ克服 みえ支え“愛”募金」にいただいたご寄付については、募金の趣旨に沿って有効に活用していきます。

(1) 地域福祉の推進

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業や失業等に伴う減収で暮らしを支えることが困難となるなどの切実な相談も多く寄せられている中、引き続き、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付や住居を失う恐れがある方への住居確保給付金の支給のほか、雇用の確保などについて、関係機関と連携し支援に取り組めます。

また、さまざまな課題が顕在化しつつある一方、課題を抱えたまま孤立して相談できない方が多く発生することが想定されるため、相談支援包括化推進員等による支援体制の構築に注力するとともに、アウトリーチ手法を用いた支援を行います。

(2) 障がい者の自立と共生

新型コロナウイルス感染症への対応として、マスクや消毒液の確保・提供、障害者支援施設の多床室の個室化および障害福祉サービス事業所のテレワーク導入に関する支援、三重県聴覚障害者支援センターへの遠隔手話通訳システムの導入等に取り組めます。

また、感染症拡大の影響により障がい者の就労活動や就労支援事業所の運営等に影響が生じていることから、関係機関と連携して、きめ細かな就労支援を行うとともに、工賃向上支援コンサルタントによる経営改善指導のほか、県の障がい者優先調達の拡充や市町の取組促進による支援に取り組めます。

(3) 児童虐待の防止と社会的養育の推進

新型コロナウイルス感染症の影響もふまえ、児童養護施設等へマスク等の防疫資材を配布するとともに、運営体制の確保に向けた支援を行います。

また、学校の臨時休業等に伴う生活環境の変化で子どもや保護者がストレスを抱える結果として、児童虐待の増加が懸念されているため、要保護家庭等について市町や学校などと連携して子どもの見守りを継続し、児童虐待の未然防止に取り組みます。

(4) 県民の皆さんと進める少子化対策

新型コロナウイルス感染症の拡大防止として実施された学校の臨時休業等に伴い「こどもほっとダイヤル」への相談件数が増加傾向にあるなど、子どもたちの生活への影響が想定されることから、「みえ次世代育成応援ネットワーク」などと連携し、子どもの気持ちに寄り添った取組を引き続き進めます。

また、企業や団体が新型コロナウイルス感染症への対応としてテレワーク等を進める中、子どもと触れ合う機会が増加し男性の育児休業取得に対する意識の変化も想定されることから、企業や団体と連携して男性の育児参画の促進に取り組みます。

(5) 結婚・妊娠・出産の支援

新型コロナウイルス感染症の影響で、イベント等の中止により、結婚を望む人の出会いの機会が減少していることから、丁寧な相談対応を継続するとともに、感染症収束後には多様な出会いの機会を提供できるよう、さまざまな主体と連携して取り組みます。

また、妊婦の方々の不安解消に向けて、感染症対策に関する情報提供を行うとともに、相談体制の充実など寄り添った支援を行います。

さらに、不妊治療の年齢要件を緩和するとともに、不妊治療と仕事の両立について、企業経営への影響もふまえつつ、理解を進めるための効果的な手法を検討して取り組みます。

(6) 子育て支援と幼児教育・保育の充実

新型コロナウイルス感染症への対応として、保育所や放課後児童クラブ等に対して、市町等と連携して適切な感染防止策に関する助言や支援を行うとともに、保育士や指導員、給食調理員等が使用するマスクや消毒液などの感染防止に必要な物品の優先供給に努めます。

また、給食の休止や減収による生活困窮により、十分に食事がとれない子どもや家庭に対して、食料配布などが可能となる支援の方法を検討するとともに、活動支援の仕組みづくりに取り組みます。

さらに、DV等の増加が懸念されることから、被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けられるようSNS等を活用した相談機能の拡充等を行います。

4 子ども・福祉部の所管事項について

項 目	(1) 地域福祉の推進	子ども・福祉総務課 福祉監査課 地域福祉課
<p>1 地域における支え合い体制（包括的な支援体制の構築）</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>少子高齢・人口減少社会の進行や核家族化、ひとり暮らし高齢者の増加等による家族や地域社会等との絆の希薄化、社会経済情勢の変化や人々の価値観の多様化による地域コミュニティ機能の低下が課題とされています。</p> <p>従来の福祉の対象としてきた高齢者、障がい者、子育て家庭の生活面での対応だけでなく、社会とのつながりが希薄なため、自ら支援を求められず、健康上の心配や経済・生活問題などにより自殺に追い込まれてしまいそうな方、犯罪をして立ち直ろうにも必要な支援が行き届かず再び罪を犯してしまう方、ひきこもってしまう方など、さまざまな生きづらさを抱えている方がいます。</p> <p>また、単身世帯、複数世帯に関わらず、いくつもの悩みや課題を複雑に抱え、一つの側面からだけでは対応できないケースも発生しています。</p> <p>こうした既存制度の枠組みでの対応が難しい方が、制度の狭間に陥ることで必要な支援が行き届かず、地域の中で暮らし続けていくことが困難な状況にあることから、関係機関が連携して、支援が必要な方それぞれに応じた様々な支援策に取り組んでいます。</p> <p>今後も、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、多世代間の交流や支え合いにより地域共生社会を実現するコミュニティ機能を確保し、地域福祉をより一層推進していく必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>① 地域福祉活動の推進</p> <p>住民の立場に立って相談・支援を行う民生委員・児童委員の活動を、市町とも連携し支援するとともに、制度の一層の周知等により、民生委員・児童委員の活動に対する社会的理解を深めていきます。</p> <p>また、ボランティア活動の一層の活性化を図るため、県ボランティアセンター（県社会福祉協議会内に設置）が行うボランティアコーディネーターの養成や広報啓発事業等を支援します。</p> <p>さらに、災害時における福祉的支援に向けて、DWA T（災害派遣福祉チーム）を派遣できる体制の構築に取り組めます。</p>		

② 福祉サービスの適切な利用の促進

判断能力に不安のある高齢者や障がい者が、地域で自立して生活できるよう、福祉サービス利用の手続きや金銭管理など、日常生活の支援を行う社会福祉協議会の活動を支援します。

また、福祉サービスの第三者評価制度の普及促進を行い、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者が安心して福祉サービスが利用できるよう、福祉サービス利用者等からの苦情や問合せに適切に対応し、苦情解決体制の充実を図ります。

③ 市町における包括的な支援体制づくりへの支援

市町の包括的な支援体制を整備に向けて、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う市町の相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。

また、地域福祉推進会議や市町・社会福祉協議会との意見交換の場などを通じて、県の地域福祉支援計画の策定趣旨や理念を共有しながら、包括的支援体制の構築等の法改正の趣旨をふまえた市町における地域福祉計画の策定や改定が行われるよう働きかけます。

2 生活困窮者への支援

(1) 現状と課題

生活に困窮する方に対し、生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、経済的自立、日常生活自立、社会的自立を助長するなど生活保護の適正実施に努めています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関（相談窓口）として「三重県生活相談支援センター」を設置（三重県社会福祉協議会に委託）し、県所管地域（多気町を除く14町）を対象に、複合的な課題を抱えた方の相談に幅広く応じ、関係機関と連携し、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。

さらに、福祉事務所設置市町（14市および多気町）に対しては、事業の円滑な実施のために必要な助言、情報提供等を行い、生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援が行えるよう取り組んでいます。

引き続き、県所管地域においては適切な支援を実施するとともに、市町に対しては、先進取組事例等の情報提供や担当職員に対する研修を実施するなど、さらなる支援体制の充実を図る必要があります。

(2) 今後の予定

生活保護法に基づき、生活に困窮する方に対し、必要な保護を行うとともに、被保護者の状況に応じ、就労による経済的自立や健康管理等による日常生活自立や社会的自立に向けた支援に取り組めます。

また、平成30年6月の法改正に基づき、すべての福祉事務所において令和3年1月から「被保護者健康管理支援事業」を実施する必要があることから、令和2年度から地域福祉課に健康管理支援員2名を配置し、被保護者の健康診査の受診勧奨や、受信結果、レセプト管理システム活用による医療扶助の状況把握、さらに福祉事務所ケースワーカーと連携し、被保護者の健康状態や生活状態の把握を行うなど、日常生活自立や社会的自立に必要な支援に取り組みます。

そのほか、生活困窮者の自立支援については、次の取組を実施します。

① ひきこもりなどの生きづらさを抱えた方への支援

ひきこもりや8050問題などの複合的な課題を抱えた方は、自立相談支援機関（相談窓口）へ自ら相談することが困難な場合が多いことから、令和2年度から「三重県生活相談支援センター」にアウトリーチ支援員を配置し、相談窓口には繋がらない方に対し、アウトリーチを主体とした丁寧な支援を行っていきます。また、顕在化した課題について、関係部局やハローワーク等の関係機関との連携を強化し、支援に取り組みます。

② 研修の実施

平成30年10月の生活保護法改正で、これまで国が実施してきた自立相談支援事業に携わる支援員等への研修については、令和2年度から地域の実情やニーズに応じて県が実施することとなり、これまで県が実施してきた研修や意見交換会なども勘案しつつ、国からの要件もふまえ、必要な研修等を実施します。

③ 市町への支援

福祉事務所設置市町（14市および多気町）における生活困窮者自立支援の取組促進に向けて、市町担当者および相談員等を対象とした研修等の場で優良事例等の情報提供を行います。また、平成30年10月の法改正により、令和4年度までに、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の完全実施を目指すこととなったことから、事業未実施自治体への助言・指導を行います。

3 ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 現状と課題

障がい者、高齢者等をはじめとする全ての人々が自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進するため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」および令和元年度から4年間を計画期間とする「第4次ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2019-2022)」に基づき、取組を進める必要があります。

障がい者や高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方の外出を支援することを目的とした「三重おもいやり駐車場利用証制度」（平成24年10月開始）については、利用証交付者数が令和2年3月末時点で86,769人（累計）、「おもいやり駐車場」の登録届出数が令和2年3月末時点で2,169施設、4,369区画となるなど、制度が定着してきましたが、「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が見られることなどから、引き続き制度の啓発が必要です。

また、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている障がいのある方や病気の方などが、周囲の方に支援や理解を求めやすくするための「ヘルプマーク」の普及啓発については、平成30年2月の「ヘルプカード」の配布に続き、「ヘルプマーク」（ストラップ）を平成30年6月から配布するとともに、公共交通機関事業者と連携した取組等により一定の啓発が進みましたが、更なる啓発が必要です。

公共交通機関のバリアフリー化については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく国の基本方針に沿って、県内の鉄道駅のバリアフリー化等を進める必要があります。

（2）今後の予定

「第4次三重県ユニバーサルデザインまちづくり推進計画（2019—2022）」に基づき、ヘルプマークの普及に取り組むとともに、県有施設等におけるユニバーサルデザインに配慮した整備を推進するなど、おもいやりの行動でつながる三重づくりを以下のとおり進めます。

① ユニバーサルデザインの意識づくり

ヘルプマークの普及について取組を進めるとともに、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

また、「三重おもいやり駐車場利用証制度」について、市町やUD団体などと連携して普及啓発を行うとともに、さまざまな施設に「おもいやり駐車場」が設置されるよう事業者等に協力を依頼します。

② 県有施設のUD整備指針（仮称）の作成にかかる取組

昨年度実施した県有施設のバリアフリー化の現状調査結果等をもとに、県有施設のユニバーサルデザインに配慮された整備を進めるための指針として「県有施設のUD整備指針」（仮称）の作成を行います。

③ 駅舎のバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化を支援するとともに、事業者や関係市と今後の整備方針等について調整を進めます。

4 適切な指導監査の推進

(1) 現状と課題

社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、関係機関等連絡会議や研修会の開催により、市町との連携を図りながら適切に実施するとともに、社会福祉法人役員及び幹部職員研修会等において、監査実施方針や監査結果の概要について情報提供を行っています。

また、介護保険・障がい福祉サービス事業所等の担当者を集めて制度運営の理解に向けた集団指導を実施しました。特に近年増加傾向にある利用者への虐待事案への対応について、「虐待」をテーマに弁護士・社会福祉士による講演を実施しました。さらに、近年増加傾向にある利用者への虐待事案への対応については、指導監査実施方針の重点項目に位置付け、指導監査の場においても、職員に対する研修の実施状況等虐待防止への取組状況を検証しています。

なお、虐待が疑われる事業所に対しては、無通告による実地指導を行うなど虐待根絶に向けた指導を強化しています。

引き続き、市町と連携して指導監査にあたりるとともに、増大する事業所に対しての効果的、効率的な監査を行う必要があります。

(2) 今後の予定

社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携しながら、社会福祉法人の運営状況に応じた監査頻度の設定、事業者を集めて行う集団指導の活用、利用者への虐待防止や感染症など社会的な状況に応じた重点監査項目の設定、その他提供された情報等に基づく監査優先度の設定など、効果的、効率的な指導監査を実施し、利用者が安心して利用することができる社会福祉施設・事業所の確保に努めていきます。

項 目	(2) 障がい者の自立と共生	障がい福祉課
<p>1 障がい者の権利擁護</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>平成31年4月1日に全面施行された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などについて、県民や事業者への普及啓発を進めるとともに、障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員や、解決が困難な相談事案について助言・あっせんの申立てがあった場合の諮問機関として調査・審議を行う三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消のための体制整備を図っています。</p> <p>また、関係機関のネットワークである三重県障がい者差別解消支援協議会を設置・運営し、相談事例等について情報共有を図るなど、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組を進めるとともに、市町における障がい者差別解消支援協議会の設置を推進しています。</p> <p>さらに、障がい者虐待については、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対する研修や、虐待事案の発生した施設等に対する改善に向けた指導を行っています。</p> <p>今後も、引き続き、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、より幅広い層への普及啓発や障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止および虐待事例への適切な対応を行う必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>① 障がい者差別の解消</p> <p>引き続き、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などについて、県民や事業者への普及啓発を進めるとともに、専門相談員を配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応します。</p> <p>また、相談対応が尽くされたが解決が困難な相談事案について助言・あっせんの申立てがあった場合には、必要に応じて、諮問機関である三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら、適切に対応します。</p> <p>さらに、関係機関のネットワークである三重県障がい者差別解消支援協議会において、障がいを理由とする差別に関する相談事例等の情報共有や検証の取組を進めるとともに、障がい者差別解消支援協議会が未設置の市町に対し設置を働きかけていきます。</p>		

② 障がい者の虐待防止

障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し改善報告を求め、改善状況を確認し、必要に応じて是正勧告を行うなどの指導を行います。

2 地域生活を支えるサービスの充実

(1) 現状と課題

障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に係る計画として、平成30年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(2018～2020年度)に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームや通所系の障害福祉サービス事業所の整備を進め、障がい者が地域で生活するために必要な、居住や日中活動の場の確保・充実を図っています。

また、医療的ケアを必要とする障がい児・者について、これまで各地域で構築された地域ネットワークの連携強化や人材育成を行うなど、地域における支援体制の強化と受け皿の整備を進めています。

今後は、障がい者の地域移行をさらに進めるため、医療と福祉の連携による側面的支援の拡充など、医療的ケアを必要とする障がい児・者を含めた全ての障がい者が、地域で必要なサービスを受けることができる体制整備をさらに推進する必要があります。

(2) 今後の予定

① みえ障がい者共生社会づくりプラン

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」が最終年度を迎えることから、今後の障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにするため、現行プランの検証を行うとともに、本県における現状と課題や障がい者施策を取り巻く環境変化等をふまえ、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度を計画期間とする次期プランの策定に取り組みます。

② 障がい者の居住や日中活動の場の確保・充実

県内の全ての地域において、必要な訪問系サービスが提供されるとともに、希望する障がい者に日中活動系サービスが提供される体制の確保を図ります。

また、地域における居住の場として、グループホームの充実を図るとともに、障害福祉サービスにおける自立支援や訓練等により、福祉施設から地域生活への移行を進めます。

さらに、これらの訪問系サービス、日中活動系サービスや居住サービスの提供により、障がい者の地域生活を支援するとともに、その支援を強化するため、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

あわせて、障がい福祉分野の人材確保および定着を図るため、障害者支援施設等における介護業務の負担軽減を図るためのロボット等導入に対する支援に取り組みます。

③ 医療的ケアが必要な障がい児・者への支援

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各地の地域連携ネットワークにおけるスーパーバイズ（関係機関への助言指導等）機能を推進し、多職種連携・人材育成や医療的ケア児・者の受け皿拡充を推進します。

3 就労支援

(1) 現状と課題

障がい者の経済的自立を図るため、障害者優先調達推進法に基づく県調達方針を策定し、障害者就労施設等からの調達拡大を推進するとともに、障がい者が福祉的就労を行う福祉事業所に対して、専門家派遣や共同受注窓口による受注の仲介、販路開拓等を行うなど、工賃の向上等に取り組んでいます。

また、県内障害保健福祉圏域を基本として設置した、障がい者就業・生活支援センターにおいて就職相談・支援を行うなど、個々の障がい者の雇用契約に基づく就労への移行を進めています。

引き続き、就労支援、工賃向上および雇用の場の拡大に向けた取組を充実・強化し、障がい者の自立と社会参加をさらに促進していくことが求められています。

(2) 今後の予定

① 障がい者優先調達の推進

県調達方針に基づき障害者就労施設等への一層の調達拡大に注力するとともに、市町の障がい者優先調達の取組を促進します。

② 障がい者の就業・生活支援

各障害保健福祉圏域を基本として設置した障がい者就業・生活支援センターが行う就労および生活の一体的支援にきめ細かく対応するとともに、福祉事業所における工賃の向上等に向けて、経営コンサルタントによる経営改善指導や研修会の実施、共同受注窓口の運営支援等に取り組みます。

また、企業等での活動や農福連携などの施設外就労の取組を推進するなど、引き続き障がい者の就労を支援します。

4 相談支援体制の構築と人材育成支援

(1) 現状と課題

障がい者が地域で安心して生活できるよう、障害保健福祉圏域を基本とし、広域的相談支援事業として就業・生活相談等を行うとともに、県内全域を対象とした自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいおよび重症心身障がいの専門性の高い相談支援を行っています。

引き続き、広域的・専門的な相談支援を行うとともに、より効果的な相談体制となるよう見直しを進め、市町による基幹相談センター整備への支援を継続し、重層的な相談支援体制の整備を進める必要があります。

また、障害福祉サービス事業者の研修について、近年定員を超える受講希望があり、開催回数や場所の多様化等、研修機会の拡大を図る必要があります。

(2) 今後の予定

専門的な相談支援および各障害保健福祉圏域を基本とする広域的な就業・生活相談を実施するとともに、市町が実施する相談支援の体制強化を支援し、計画相談、市町委託相談および基幹相談の役割の明確化と連携を進め、相談支援の質の向上に取り組めます。

また、令和2年度より、三重県社会福祉協議会に障害福祉サービス事業者の研修の実施および運営を委託し、専門性を充実させながら研修機会の拡大を図ります。

5 社会参加の促進

(1) 現状と課題

障がい者の自立と社会参加を推進するとともに、県民の障がい者に対する理解を深めるため、県障がい者スポーツ大会やふれあいスポレク祭を開催しています。また、令和3年に本県で開催予定の第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けた選手や競技団体の育成、障がい者スポーツ指導員等の障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組んでいます。引き続き、三重とこわか大会に向けた取組を進めるとともに、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進める必要があります。

また、三重県障がい者芸術文化祭をさまざまな主体との協働により開催しており、展示作品等や入場者数の増加に努め、より多くの障がい者が自身の持つ能力を発揮できる機会を設けることが必要です。

さらに、三重県視覚障害者支援センターおよび三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、点訳奉仕員や手話通訳者等の養成、生活相談や生活訓練等を行っており、引き続き、一人ひとりの障がいの状況に応じた各種支援に取り組む必要があります。加えて、平成28年6月の「三重県手話言語条例」の制定を受けて策定した「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や、手話通訳を行う人材の育成等に取り組んでおり、引き続き、手話を使用しやすい環境の整備を進める必要があります。

(2) 今後の予定

① 障がい者スポーツ

令和3年の第21回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)に向けて、引き続き、選手や競技団体の育成を進めるとともに、障がい者スポーツ指導員など、障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組めます。

② 芸術文化活動

芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進し、地域における障がい者の多様な活躍の場を広げることを目的として、新たに「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」(仮称)を設置し、文化祭実行委員会の連携体制を活用したネットワークや相談支援体制を拡充するとともに、人材育成や情報収集・発信を通じた障がい者芸術文化活動の普及支援に取り組めます。

また、第9回三重県障がい者芸術文化祭(令和2年11月27日、28日に松阪市で開催予定)については、引き続き、開催方法や広報等を工夫しながら、開催に向けた準備を行います。

③ 視覚障がい者および聴覚障がい者支援

三重県視覚障害者支援センターおよび三重県聴覚障害者支援センターにおいて、引き続き、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援者養成や情報支援、地域生活支援などに取り組むとともに、「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民、事業者および学生向け手話講座や県・市町職員等手話研修による学習機会の確保、手話通訳を行う人材の育成等に取り組み、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。また、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改定にあわせ、「三重県手話施策推進計画」を改定します。

項 目	(3) 児童虐待の防止と社会的養育の推進	子育て支援課
<p>1 児童虐待防止の推進</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成24年度以降、7年連続で1,000件を超える高い水準で推移し、平成30年度は過去最多の2,074件となっています。</p> <p>この中で、虐待者の50.0%が実母で、被虐待児童の半数を超える51.8%が0～6歳の学齢前児童となっています。このことは、子育ての中心が母親であることが多く、育児をはじめとするストレスが母親による虐待を誘発しているものと考えられています。</p> <p>特に、生命の危険や重篤事例につながる可能性の高い乳児への虐待では、望まない妊娠や心身の不調などを原因として、妊娠期から産前産後にリスクが高まると考えられており、虐待予防に向けて、医療と保健、福祉との一層の連携強化が課題となっています。</p> <p>令和元年度は、北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応できるようにするため、北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の担当課等を独立させ、県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置しました。今後は、国の「児童虐待防止対策体制相互強化プラン」により求められている児童相談所の体制強化の実現に向けて、対応していく必要があります。</p> <p>また、児童相談所の職員の専門性確保のため、児童虐待相談対応へのA I技術の活用に関する実証実験を行いました(中勢児童相談所及び南勢志摩児童相談所)。今後はA Iシステムを県内すべての児童相談所に展開し、より一層の精度向上を図り、子どもの安全を最優先に考えて的確な児童虐待対応に取り組む必要があります。</p> <p>さらに、制定後15年経過した「子どもを虐待から守る条例」について、児童福祉法等の改正や児童虐待防止にかかる緊急総合対策等の国の動向、本県における児童虐待の現状および取組の成果をふまえるとともに、「三重県子ども条例」や「三重県社会的養育推進計画」等との整合を図るなど、子どもの命を守る対策を充実させた内容に見直しました。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>令和元年の児童福祉法および児童虐待の防止等に関する法律等の改正により、①児童の権利擁護(体罰の禁止の法定化等)、②児童相談所の体制強化(介入的対応と保護者支援を行う職員を分ける等)、③関係機関間の連携強化(要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないこと)などが定められました。</p>		

今後は、改正児童福祉法をふまえ、児童相談所の職員配置や法的対応力など児童相談所の機能強化等を目的とした取組を進めます。

① 児童相談機能の強化

児童相談所における対応力の強化のため、AI技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上を図るとともに、一時保護等にかかる迅速な意思決定により子どもの安全を確保します。また、ニーズアセスメントツールの精度を高めることにより、児童虐待の再発防止や家族再統合を進めます。

さらに、県内市町の児童相談体制の強化に向け、各市町の規模、実情に応じた相談体制、取組が実現できるよう、市町職員のスキル向上のための人材育成支援の充実を図るとともに、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化や子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた各市町の取組を支援します。

② 妊娠期からの虐待予防

妊娠期からの虐待予防に向けて、望まない妊娠など予期せぬ妊娠に対する適切な支援を行うとともに、望まない妊娠の予防に向けた取組を推進します。あわせて、市町、医療機関等との連携により、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦を早期に把握し必要な支援を行います。

③ 子どもの権利擁護

子どもの権利擁護のため、専任のコーディネーターを配置し、重篤事案に速やかに対応できるよう多機関連携の推進を図るとともに、円滑な協同面接の実施や家族の状況に応じた家庭復帰プログラムが実施できる仕組みの構築を進めます。

2 社会的養育の推進

(1) 現状と課題

平成26年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画」（平成27年度～令和11年度）に基づき、保護者のいない子どもや、虐待などにより保護者に監護させることが適当でないなど社会的養護が必要な子どもには、里親やファミリーホームによる家庭養護での養育を優先的に検討するとともに、施設養護においてもできる限り家庭的な養育環境で生活できるようにすることをめざしてきました。

平成28年および平成29年の児童福祉法の改正を受け、平成29年8月に国の検討会から「新しい社会的養育ビジョン」が公表されたことから、「三重県家庭的養護推進計画」を見直し、令和元年度に「三重県社会的養育推進計画」（令和2年度～令和11年度）を策定しました。

今後は、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者の密接な連携・協力のもと、社会的養育の推進に向け、里親委託と施設の小規模化等の推進に加え、子どもの権利擁護の取組、市町の子ども家庭支援体制の構築、自立支援の推進等の取組を進める必要があります。

(2) 今後の予定

「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング機関の整備を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。

施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。また、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。

さらに、児童養護施設に専任の生活相談員を配置するとともに、児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けて、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。

項 目	(4) 県民の皆さんと進める少子化対策	少子化対策課
<p>1 少子化対策を進めるための気運醸成</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>少子化の進展による人口の自然減少は、我が国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題となっていますが、「みえ県民意識調査」等から、さまざまな事情により結婚や子どもを持つことについて希望がかなわない現実が明らかになっており、これらの課題を解消し、少子化対策を進めていくことが求められています。</p> <p>なかでも、子どもや子育てを取り巻く課題が複雑化・複合化する中、あらゆる世代の人びとが子育てに関心を持ち、社会全体で子ども・子育てを支えていくという気運醸成に向けて、男性の育児参画を啓発する「Father's Day Event in イオンモール津南」や、乳幼児期の子育てをテーマにしたセミナー「みんな考えよう！子どもの健やかな育ちと保育環境」など、さまざまな主体と連携したイベントや講演会を開催するとともに、三重県少子化対策総合ウェブサイト「みえ子どもスマイルネット」を活用した情報提供等に取り組んできました。</p> <p>また、少子高齢化が進展するなか、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重をめざすため、平成 27 (2015) 年 3 月に第一期「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、PDCA (計画・実行・評価・改善) サイクルに基づく適切な進捗管理を行い、県民意識の高まりや、さまざまな主体による取組の促進を図ってきました。</p> <p>これらの取組等の結果、本県の平成 30 年の合計特殊出生率は 1.54 となり、3 年ぶりに上昇しましたが、出生数は 12,582 人となり前年より 81 人減少するなど、依然として少子化の傾向が続いており、今後も、さまざまな主体と協創により、社会全体で子ども・子育てを支えていくという気運醸成を進める必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>令和 2 年 3 月に策定した、第二期「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の基本的な考え方において、あらゆる世代の人びとが子育てに関心を持ち、社会全体で子ども・子育てを支えていくという気運醸成が必要であり、さまざまな主体と「協創」し、「縁を育む、縁で支える」という視点を各取組の方向性として取り入れており、PDCA サイクルに基づく進捗管理を行い、県民意識の高まりや、さまざまな主体による取組の促進を図っていきます。</p>		

また、引き続きさまざまな主体と連携し、「男性の育児休業」や「働きやすい保育の職場環境づくり」などをテーマに、少子化対策に関する取組を進めるとともに、「みえ子どもスマイルネット」を活用し、切れ目のない丁寧な情報発信等に取り組んでいきます。

2 子どもの育ちを支える地域社会づくり

(1) 現状と課題

県では、平成23年4月に制定した「三重県子ども条例」の基本理念に基づき、子どもの育ちを支える取組を進めています。

県の取組に関して、子どもの意見を聞き、施策の参考とするため、インターネットを利用した「キッズ・モニター」によるアンケートを実施するとともに、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子ども自身が解決に向かうよう支えるため、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営しています。

また、「みえ次世代育成応援ネットワーク」^{*}と連携して、子どもの育ちを応援するイベント「第14回子ども応援！わくわくフェスタ」の開催や、子どもが夢を実現するため主体的に取り組む活動を支援する「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」に取り組まれました。こうした取組を通じて子どもの育ちを社会全体で支えていくネットワークを広げるとともに、企業や団体等と連携して「みえの子ども応援プロジェクト」^{*}に取り組んでいます。今後は、さらに企業・団体等が主体となって活動できるよう事業展開を検討していく必要があります。

加えて、青少年を児童ポルノ等の自画撮り被害から守るために「三重県青少年健全育成条例」を令和元年度に改正しました。また、同条例に基づき、携帯電話販売店等に対して立ち入り調査を実施するとともに、青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービスの利用向上に取り組まれました。青少年のフィルタリングサービスの利用率は67.4%（令和元年度）であり、青少年がネットを通じて有害情報に接したり、トラブルに巻き込まれることのないよう引き続き周知を図る必要があります。

あわせて、市町と連携して、子育て家庭を応援する人材養成として「子育て・子育てマイスター養成講座」や「孫育て講座」を開催しました。引き続き、多くの市町でさまざまな主体と連携しながら、子育て家庭を応援していく必要があります。

※みえ次世代育成応援ネットワーク

地域で子どもの育ちや子育て家庭を応援するため、企業や子育て支援団体で構成するネットワーク（令和2年3月末現在：1,572会員（企業915、団体657））。

※みえの子ども応援プロジェクト

企業や団体、個人から、人的、資金的、物的支援を得ながら、結婚や妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つ三重の実現に向けた取組を応援することにより、「子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる地域社会づくり」を進めることを目的としたプロジェクト。平成 21 年度から実施。

(2) 今後の予定

「三重県子ども条例」の普及啓発や、子どもの意見を県の施策等へ反映させることを目的とした「キッズ・モニター」を実施するとともに、子どもからの相談に対応する「こどもほっとダイヤル」を運営します。

また、企業・団体等さまざまな主体が参加する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を応援する取組を進めます。

さらに、保護者等に対して、携帯電話等を通じたネット被害防止の重要性やフィルタリングサービスの必要性、家庭におけるルールづくりなどについて周知を図ります。あわせて、子育て家庭を応援する取組を促進するため、引き続き市町と連携して、これまでに育成した人材の活動の支援に取り組みます。

3 家庭教育応援の推進

(1) 現状と課題

家庭の小規模化や地域のつながりの希薄化といった流れの中で、子育てに悩みや不安を感じる保護者が増加していることをふまえて平成 29 年 3 月に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、市町と連携した「家庭教育応援モデル事業」や、県 P T A 安全互助会、県教育委員会と連携した親同士の交流の機会となる「スマイルワーク」「スマイルリーダー（ワークショップの進行役）養成講座」などを実施しました。

また、父親等に積極的に育児への参画を考慮してもらうために「男性の子育て応援講座」を開催しました。今後は県内各地で家庭教育が推進されるよう、市町や企業に働きかけていく必要があります。

さらに、野外体験保育に主体的に取り組もうとする幼稚園や保育所等に対し、アドバイザーの派遣や事例研究会を開催するとともに、取組を進めるうえで核となる人材を養成しました。引き続き、野外体験保育の普及を図る必要があります。

あわせて、子どもと大人のあたたかい気持ちの交流の機会を提供するため、ありがたいの一行詩コンクールを実施しました。

(2) 今後の予定

「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、市町の取組の支援および市町との連携会議での情報提供等を通じて他市町への波及を図ります。

また、市町や小学校、PTA連合会、企業や関係団体と連携して、父親等を対象に積極的な育児への参画を考える取組を促進します。

さらに、野外体験保育について、子どもの生き抜いていく力の育成を目的に、アドバイザー派遣、事例研究会、前年度に養成した人材の活用などに取り組みます。

4 男性の育児参画の推進

(1) 現状と課題

男性の育児参画について、若い世代ほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と考える方の割合が高いものの「子育て期男性の家事・育児時間は依然として短い」という調査結果や、「夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増える」という調査結果があります。

このため、「結婚や子育てなどの希望がかない、子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、職場や地域社会において男性の育児参画が大切であるという考え方を普及する取組を進めてきました。

具体的には、男性のさまざまな育児への関わり方やイクボス等を募集・表彰し、周知することを通じて、男性の育児参画の関心や理解を高めることを目的とした「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」の実施や、企業や団体等による「みえのイクボス同盟」参画の促進、民間事業者等との協創によるイベント等の開催に、「みえの育児男子プロジェクト」として取り組んできました。

これらの取組等の結果、「みえのイクボス同盟」加入団体数が日本一となり、三重県における男性の育児休業取得率についても7.6%（令和元年度三重県内事業所労働条件等実態調査）となり、前年度同調査の4.4%から3.2ポイント増加するなど、一定の成果を上げていますが、第二期「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に定める令和6年度の目標値である13%の達成に向けて、今後も、男性の育児参画を推進する必要があります。

(2) 今後の予定

引き続き、「みえの育児男子プロジェクト」として、「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」をはじめとした男性の育児参画への関心を高める取組や、「みえのイクボス同盟」加入事業者等に対する情報発信に加えて、企業の担当者と男性の育児休業取得推進にかかる研究等に取り組み、男性の育児参画を推進していきます。

項 目	(5) 結婚・妊娠・出産の支援	少子化対策課 子育て支援課
<p>1 ライフプラン教育の推進</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>核家族化や地域の結びつきが弱くなる中、子どもたちが家庭を築くことや、家庭生活・家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。また、妊娠・出産には適齢期があることが十分に知られていません。医学的に正しい知識を知らないことにより、結果として妊娠・出産の希望がかなわないことは避ける必要があります。</p> <p>こうしたことから、医療機関等と連携して大学や企業へアドバイザーを派遣するなど、さまざまな主体と連携して家族の大切さや妊娠・出産、性に関する知識を習得する機会を設けました。</p> <p>引き続き、子どもたちを含めた若い世代に自らのライフプランを考えてもらうため、妊娠・出産や性に関する正しい知識を得る機会や家庭生活、家族の大切さを考える機会を提供することが必要です。</p> <p>また、思春期の性の悩みや計画していない妊娠、妊婦検診未受診などの悩みを抱える若年層の専門相談体制を整備する必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性の多様性を含む性に関する医学的に正しい知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができている状況をめざして、教育委員会と連携した思春期保健指導セミナーを開催するなど啓発に取り組みます。</p> <p>また、大学生や企業の若手従業員に対し、結婚、妊娠・出産や性に関する医学的情報に加えて、子育てと仕事の両立等「働き方」を含めた総合的な情報を提供することで自らのライフプランを考えるきっかけづくりとなるよう、アドバイザーを派遣し、関係機関・団体と連携して研修会を開催します。</p> <p>さらに、妊娠等について悩みを抱える若年層が相談しやすい体制を整備し、計画していない妊娠や妊婦健診未受診、さらには妊娠期からの虐待予防対策として、電話相談「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」およびSNSによる相談を実施します。</p>		

2 出逢いの支援

(1) 現状と課題

未婚化、晩婚化が少子化の大きな要因となっている中、未婚者の結婚していない理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位を占めていることから、結婚を希望する方に対して、さまざまな出会いの機会に関する情報の提供が必要です。また、市町や企業、団体などが行う結婚支援の取組を活性化させ、社会全体で結婚を希望する方を応援できるような気運の醸成が必要です。

そのため、平成26年度に設置した「みえ出逢いサポートセンター」（以下「センター」という。）を中心に、結婚を希望する方へのイベント等の情報提供（令和元年度：370件）を行うとともに、市町や企業等が実施する結婚支援の取組に対する支援を行いました。

また、地域において結婚を応援する取組がさらに進むよう、センターが各地域に出向き、市町と連携して相談等を行う地域サテライト事業や、市町を対象として事例の共有、意見交換を行う「結婚支援・少子化対策担当課長会議」の開催に取り組みました。

加えて、三重県美容業生活衛生同業組合と連携し、組合加盟の事業者、県、市町担当者との意見交換等を行う研修会を開催しました。

引き続き、結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向けて、市町や企業・団体等との協創により、さらに取組を進めていく必要があります。

(2) 今後の予定

結婚を望む人に対し、出会いの場の情報提供を進めるため、センターの情報発信を強化するとともに、市町や企業、団体等が行う、結婚を望む人のニーズに応じた多様な出会いの場づくりの支援を行うなど、さまざまな主体との協創による取組を進めます。

また、「結婚支援・少子化対策担当課長会議」を通じて市町と連携した取組の強化を図るとともに、引き続き地域において実施するセンターの地域サテライト事業を活用し、さまざまな主体間の連携の強化を図ります。

さらに、社会全体で結婚を望む人を応援する地域づくりを進めるため、引き続き市町や企業等と連携した気運醸成に取り組みます。

3 不妊に悩む家族への支援

(1) 現状と課題

結婚年齢や妊娠・出産年齢の上昇とともに、不妊治療を受ける方は増加していますが、特定不妊治療をはじめ、不妊治療・不育症治療には、一部検査を除き医療保険は適用されません。

このため、不妊や不育症に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられているとともに、精神的にも不安を抱えています。

そこで、国の制度による特定不妊治療費等の助成を行うとともに、所得の少ない夫婦への特定不妊治療費助成の上乗せや第2子以降の不妊治療の回数増、不育症治療等への助成、一般不妊治療（人工授精）に対する助成を行う市町への助成を県単独で行い経済的な支援を行ってきました。あわせて、不妊や不育症に関する様々な悩みを抱える方に、「不妊専門相談センター」において電話相談や来所による相談を実施し、精神的な負担に対する支援を行いました。今後も、経済的、精神的な負担の軽減を図り、不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療を受けられる支援が必要です。

また、仕事をしながら不妊治療を受ける人が増加している一方、職場における理解が進まず、不妊治療と仕事の両立に悩む方がいることから、不妊治療と仕事の両立に向けた取組として、実態を把握するためのアンケート調査を実施しました。そのアンケート結果をふまえ、不妊治療の理解を深めるためのリーフレットを作成して啓発を行い、支援に向けた関係機関との連携を図りました。引き続き不妊治療と仕事の両立に向けた支援が必要です。

さらに、小児、思春期、若年がん患者の場合、将来の妊娠の可能性を残すために、がん治療前に行う妊孕性温存治療が可能になっていますが、これらの治療は保険適用外である中、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく将来子どもを産み育てる希望をかなえられるよう、令和元年度から妊孕性温存治療費を助成することとしました。引き続き、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるための支援が必要です。

(2) 今後の予定

不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療を受けられるようになっている状況や、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が県民の間に広がっている状況をめざし、国補事業では、特定不妊治療（男性不妊治療を含む）を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、県単事業では、引き続き、特定不妊治療への上乗せや回数増など、市町が行う助成に係る費用の一部を助成します。

また、不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、引き続き「不妊専門相談センター」において相談や情報提供を行います。あわせて、不妊治療と仕事の両立が可能となるよう、新たに企業向けの啓発事業を実施するとともに、当事者が相談しやすい体制整備を行い、仕事をしながら不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。

さらに、小児、思春期、若年のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療に対し助成を行います。

4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

(1) 現状と課題

少子化・核家族化や地域社会でのつながりの希薄化などにより、妊産婦や育児中の親の孤立が問題となっています。これらのことから、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（平成27年度～令和6年度）に基づき、県内のどの地域においても妊産婦や乳幼児が必要なケアが継続的に提供されワンストップで利用できる体制づくりに取り組んでいます。平成27年度から母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、母子保健事業の現状把握、課題整理や地域の実情に応じた体制整備等について支援を行うとともに、母子保健コーディネーター育成などの人材育成を行いました。

今後も、各市町の母子保健体制の核となる人材の育成とともに、体制整備、事業推進への支援が必要です。

(2) 今後の予定

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいる状況をめざし、三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」※（三重県版ネウボラ）の取組により各市町の実情に応じた母子保健体制の構築に向けた支援を行います。

また、「産婦健康診査事業」が市町で円滑に実施されるよう、妊娠届出時のアンケート情報や産婦健診情報の活用に向けた検討を行うとともに、関係者向け研修を実施する等関係機関との連携に取り組みます。

あわせて、「子育て世代包括支援センター」※の設置を促進するとともに、母子保健コーディネーターの養成、母子保健担当者の研修を実施し、子育て世代包括支援センターや母子保健事業の核となる人材育成に取り組みます。

さらに、予防可能な子どもの死亡を減らすため、死に至る経緯等のさまざまな情報をもとに死因を多角的に究明し、効果的な予防対策を検討します。

※出産・育児まるっとサポートみえ

県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる三重県の出産・育児支援体制。

※子育て世代包括支援センター

全ての妊産婦・乳幼児・保護者を対象とし、①実情把握、②相談・助言・保健指導、③支援プラン策定、④保健医療等関係機関との連絡調整を行う。母子保健法の改正により市町に設置が努力義務とされた。

項 目	(6) 子育て支援と幼児教育・保育の充実	少子化対策課 子育て支援課
<p>1 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>待機児童の解消に向けて、保育所等の整備による施設の定員増とともに、保育士確保のため、保育士等が働きやすい職場環境づくりによる離職防止や就労促進に取り組んでいます。あわせて、幼児教育・保育の質の確保と向上に向けて、専門性を高めるための研修等の実施に取り組んでいます。</p> <p>平成31年4月1日現在、県内で109人の待機児童が発生しており、そのうち97%以上を0～2歳の低年齢児が占めていることから、保育士の配置基準が高い低年齢児の入所希望に対応できる保育士数を確保することが課題となっています。また、令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」により保育ニーズの変化が想定されるため、適切に対応していくことが必要です。さらに、保育現場からは、外国につながる子どもの数の増加や多国籍化、文化の違いによる課題等が寄せられており、引き続き保育所等において適切に対応していくことが必要です。</p> <p>このほか、放課後の子どもの居場所づくりとして放課後児童クラブや放課後子ども教室の整備・運営等に取り組む市町の支援や、子どもが病気になったときに子どもを預けることができるよう、地域の実情に応じて病児・病後児保育等に取り組む市町を支援する取組を行っています。</p> <p>引き続き、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むとともに、市町の「子ども・子育て支援事業計画」が着実に推進されるよう支援する必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>令和2年3月に策定した第三期「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組が進み、地域で安心して子育てができている状況をめざして、幼児教育・保育の総合的な支援等を行います。</p> <p>① 待機児童解消に向けた保育の受け皿確保</p> <p>令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」の影響も考慮し、待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援します。</p>		

また、新任保育士の就業継続支援や保育士修学資金貸付事業などを実施するとともに、就労意欲のある潜在保育士等の就労促進につながる取組のほか、現在働いている保育士の離職防止を図るため、モデル保育所における労働環境整備に向けた事務改善の支援や、優れた取組を行う保育所の表彰等を行います。

あわせて、保育士・保育所支援センターのウェブサイト「みえのほいく」を活用して、就労を希望する方が求めているきめ細かな求人情報や研修事業、保育所等の情報を一元的に発信するほか、保育士を補助する人材の確保を支援します。

② 幼児教育・保育の質の確保と向上

幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための研修等を実施し、あわせて保育士等の処遇改善の要件となっているキャリアアップ研修を実施することで、保育現場におけるリーダー的職員の育成および資質向上を推進します。また、低年齢児保育の受け皿でもある地域型保育の充実を進めていく中、その大きな担い手となる子育て支援員のための研修（地域保育コース・地域保育型）を引き続き実施します。

さらに、外国につながる子どもを含め、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、児童の処遇の向上を図る市町を支援します。

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営、施設整備・拡充への支援を行うとともに、引き続き放課後児童支援員等への研修を行い、放課後における児童の健全育成に努めます。

また、病児・病後児保育の運営、施設整備への支援を行い、保育環境の整備に努めるとともに、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、事業の促進を図ります。

2 子どもの貧困対策の推進

(1) 現状と課題

県内の貧困家庭の実態を把握するため、生活実態調査を実施するとともに、ひとり親家庭や外国人家庭などの子どもの貧困対策に取り組む団体等で構成する懇話会の意見等をふまえ、「第二期子どもの貧困対策計画」および「第四期ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。今後は、具体的な取組を着実に推進していくため、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体と連携を強化していく必要があります。また、子ども食堂を拡充するために、食材の調達やボランティアの確保などさまざまな課題に対して取り組む「三重こども食堂ネットワーク」の活動を支援する必要があります。

(2) 今後の予定

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、教育の支援、生活の支援など関係機関と連携し、総合的に取り組めます。また、身近な地域での支援体制の充実に向け、市町における「子どもの貧困対策計画」の策定を支援するとともに、体制整備に係るノウハウの提供や地域の子どもの貧困対策に関わる人材育成を行うなど取組を進めます。さらに、子どもの貧困対策に取り組む団体等の支援を行います。

ひとり親家庭の支援については、「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親の就業支援等を行うとともに、日常生活支援を行う市町への支援を行います。また、ひとり親家庭の子どもの学習支援を行う市町を支援します。

3 三重県立子ども心身発達医療センターにおける子どもの発達支援体制について

(1) 現状と課題

発達障がいにかかる診療ニーズは年々高まっており、子ども心身発達医療センターの初診の申し込みから受診までに数か月の待機を要することから、市町や医師会等から改善の要望がなされてきました。

そのため、平成31年4月から常勤医師を3名増員し、初診患者への体制強化を進めましたが、初診予約待ちの根本的な解決には至っていません。

また、地域の医療機関とのネットワークの構築と役割分担を進めるため、令和2年3月から小児科医を対象とした連続講座を計画し、地域との連携による支援体制の構築をめざしました。(第1回は3月1日の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期しました。)

これまでに、子ども心身発達医療センターでは旧あすなる学園から継続し、市町に対して保健・福祉・教育の機能を一元化した「総合支援窓口の設置及び窓口機能の整備」や、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの養成、発達障がい児等への早期支援ツール「CLM※と個別の指導計画」の保育所等への導入促進により、発達に課題のある子どもたちへの早期支援体制の整備を図ってきました。

今後も、幼稚園・認定こども園・保育所でのさらなる導入を促進するとともに、指導方法の改善に向けて取り組んでいく必要があります。

※CLM (Check List in Mie)

幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、旧あすなる学園が開発したアセスメントツール。

(2) 今後の予定

これまでの取組を継続していくとともに、隣接する三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校との連携を進め、医療・福祉・教育が連携した専門的な体制のもと、地域支援を行い、県全体の総合力の向上に努めます。

初診までの待機期間長期化の改善のため、引き続き地域の小児科医を対象とした連続講座を行うなど、地域の医療機関への実践研修等の技術的支援を行うとともに、市町、療育機関など関係機関とのネットワークの構築等を進めます。さらに、初診待機中の患児・家族へのアセスメントを強化し、市町のみえ発達障がい支援システムアドバイザーや地域の療育機関等につなげることで、待機期間中の症状の重篤化を防ぎます。

また、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進し、途切れのない子どもの発達支援体制のさらなる充実をめざします。

4 DV防止対策の推進

(1) 現状と課題

DV被害者支援について、関係機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、情報共有・意見交換等を行うとともに、女性（婦人）相談員等の専門性向上のための研修を行いました。また、現在の社会情勢やDV被害の状況、これまでの取組の成果や課題を整理したうえで、関係団体等の意見をふまえ、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」を策定しました。今後も、DVを防止するための啓発を行うとともに、多様化、複雑化する相談に対し、適切な情報提供を行うなど、関係機関と連携し、被害者支援を推進する必要があります。

(2) 今後の予定

令和2（2020）年3月に策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、DV被害者の適切な保護・自立支援や性別にとられない相談を行えるよう関係機関と連携した取組を進めるとともに、DV対応と児童虐待対応とのさらなる連携強化を図ります。また、DVを許さない社会意識の醸成に向けて啓発を行います。あわせて、被害者等が相談しやすい環境を整備するため、LINEを活用した相談機能の拡充等を行います。

別冊

事務事業概要

令和2年5月

子ども・福祉部

目

次

1	子ども・福祉総務課	1
2	福祉監査課	2
3	地域福祉課	3
4	少子化対策課	5
5	子育て支援課	8
6	障がい福祉課	11

〈地域福祉の推進〉

1 災害時における福祉支援の提供

早期にDWA Tを派遣できる体制を構築するため、関係福祉団体等と連携してDWA Tチーム員の募集、研修、訓練を行います。また、要配慮者への支援を円滑に提供するため、県外からの介護職員等の受入体制の充実や、市町・県民等への災害福祉支援活動の周知を行います。

2 子ども・福祉部の地域機関

(1) 福祉事務所

福祉事務所名	管内区域	所在地
北 勢	木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町	四日市市新正4丁目21-5
多 気 度 会	明和町 大台町 玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町	伊勢市勢田町628-2
紀 北	紀北町	尾鷲市坂場西町1番1号
紀 南	御浜町 紀宝町	熊野市井戸町383

*多気町については、平成23年度から多気町が福祉事務所を設置しています。

(2) 児童相談センターおよび児童相談所

名 称	管内区域	所在地
児童相談センター		津市一身田大古曾694-1
北勢児童相談所 (一時保護所を付設)	桑名市 四日市市 いなべ市 桑名郡 員弁郡 三重郡	四日市市大字泊村977-1
鈴鹿児童相談所	鈴鹿市 亀山市	鈴鹿市西条5-117
中勢児童相談所 (一時保護所を付設)	津市 松阪市 多気郡	津市一身田大古曾694-1
南勢志摩児童相談所	伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡	伊勢市勢田町628-2
伊賀児童相談所	伊賀市 名張市	伊賀市四十九町2802
紀州児童相談所	尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡	尾鷲市坂場西町1番1号

(3) その他の地域機関

名 称	所在地
女性相談所	津市一身田大古曾657
国 児 学 園	津市栗真町屋町524
障害者相談支援センター	津市一身田大古曾670-2
子ども心身発達医療センター	津市大里窪田町340-5

〈地域福祉の推進〉

1 社会福祉法人等の指導監査等

社会福祉法人の適正な運営、社会福祉施設、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等による適切なサービス提供の確保に向け、法人や施設等に対し、指導監査等を実施し、福祉サービス事業の適正かつ円滑な運営の確保を図ります。

2 福祉行政指導監査

保育行政並びに児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法および老人福祉法に係る措置事務等について、市町、県福祉事務所および児童相談所に対し、適正に実施されているか指導監査を行い、福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保を図ります。

3 有料老人ホームの検査

関係法令・通知で規定する設備・運営基準等の遵守状況についての検査を行い、適正な老人福祉の確保を図ります。

4 公益法人等立入検査

子ども・福祉部関係の公益法人および移行法人に対し、立入検査を行い、適正な運営の確保を図ります。

5 社会福祉法人等の認可等

社会福祉法人の設立認可および定款変更・合併・解散等の認可についての事務を行います。また、子ども・福祉部関係の一般法人の公益認定並びに公益法人および移行法人に関する事務を行います。

〈地域福祉の推進〉

1 地域福祉推進啓発事業

福祉に対する理解を深めるとともに、「三重県地域福祉支援計画」に基づく取組の進行管理を行います。

2 民生委員活動費

地域住民や要援護者等に対して相談・支援等を行う民生委員・児童委員に対し、活動費を支給します。

3 日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者等の日常生活を支援するため、福祉サービスの利用援助等を行う三重県社会福祉協議会の活動を支援します。

4 地域生活定着支援事業

高齢または障がいを有する矯正施設退所者が、再び罪を犯すことがないように、「三重県地域生活定着支援センター」において、退所者に対し適切な福祉サービスを受けられるよう支援し、社会復帰および地域生活への定着を促進します。

5 福祉サービス運営適正化事業補助金

三重県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、日常生活自立支援事業の適正な運営の確保を図るとともに、福祉サービス利用者等からの苦情相談に適切に対応することで問題解決を支援します。

6 相談支援包括化推進員等養成事業

市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。

7 生活保護扶助費

生活に困窮する方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護法に基づいて必要な扶助費を給付するとともに、被保護者の状況に応じ、就労、健康、生活面等の自立に向けた支援を行います。

8 認定・審査・支払委託料

生活保護の医療扶助および介護扶助の実施にあたって、診療報酬および介護報酬等の請求明細書の審査、支払等を適切に実施します。また、被保護者の健康の保持および増進を図るため、「被保護者健康管理支援事業」を実施します。

9 生活困窮者自立支援事業

県所管地域（多気町を除く郡部）において、さまざまな課題を抱えた生活困窮者の相談に適切に応じ、自立に向けた支援に取り組むため、「三重県生活相談支援センター」内に相談支援員等と新たにアウトリーチ支援員を配置します。また、県内すべての生活困窮者自立相談支援機関の支援員等の資質向上のための研修や情報提供等を行います。

10 ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業

ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例および条例に基づくユニバーサルデザインのまちづくり推進計画に沿って取組を進めます。また、ヘルプマークの普及啓発や「県有施設のUD整備指針」（仮称）の作成等を進めます。

11 地域公共交通バリア解消促進事業

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（段差解消、内方線整備等）に対する支援を行います。

12 戦没者慰霊事業

戦没者、戦災死没者を追悼し、冥福を祈念するため、県戦没者追悼式を開催するとともに、全国戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」慰霊式に参列します。また、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるため、若年世代の参加を促します。

〈県民の皆さんと進める少子化対策〉

1 少子化対策県民運動等推進事業

結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる地域社会づくりをめざして、「少子化対策推進県民会議」を開催し、さまざまな主体の参画を得ながら、これまでの取組成果や課題をふまえ、少子化対策を推進する気運醸成を図ります。

2 子どもの育ちの推進事業

「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体をはじめとするさまざまな主体と連携し、子どもの豊かな育ちを支える取組を進めるとともに、「三重県子ども条例」の普及啓発や子どもからの相談電話「こどもほっとダイヤル」を実施します。

3 子ども・若者対策事業費

令和元（2019）年度に改正した「三重県青少年健全育成条例」に基づく自画撮り被害防止の啓発に加え、青少年のネット被害防止等のために、関係機関と連携し、子どもや保護者に対して、フィルタリングサービスの必要性、家庭における携帯電話利用のルールづくり等の啓発を引き続き進めます。また、条例に基づく立ち入り調査等を実施します。

4 親の学び応援事業

家庭教育応援の充実に向けて、モデル的に取り組む市町を支援し、県内への普及を進めるとともに、保護者同士が子育てについて悩みや意見交換を行うワークショップの開催や、ワークショップの進行役の養成に取り組みます。また、野外体験保育の普及のために、保育所等の管理職向けの研修、事例研究会の開催、主体的に取り組もうとする保育所等へのアドバイザー派遣を行います。

5 男性の育児参画普及啓発事業

男性の育児参画の気運を高めるよう、男性のさまざまな育児への関わり方の事例等の周知を通じて普及啓発等を進めます。また、仕事と育児の両立に向けた職場環境づくりを進めるため、「みえのイクボス同盟」加盟企業等においてイクボスの取組が促進されるよう取り組みます。

〈結婚・妊娠・出産の支援〉

1 みえの出逢い支援事業

「みえ出逢いサポートセンター」における出会いイベント等の情報提供のほか、結婚を望む人のより身近な地域で出会いの場づくりの取組が進むよう、市町や企業、団体などが行う取組の支援をより一層進めるとともに、さまざまな主体と連携し、引き続き気運の醸成に取り組みます。

〈子育て支援と幼児教育・保育の充実〉

1 教育・保育給付事業

保育所や認定こども園等に対し、市町が支弁する施設型給付費や地域型保育給付費、幼児教育・保育の無償化に伴い必要となった費用の一部負担等を行うことにより、幼児教育・保育の総合的な提供等を図ります。

2 保育対策総合支援事業

待機児童の解消や保育基盤の整備等を図るため、保育士確保のための保育士・保育所支援センターの運営や保育士修学資金等の貸付を行うとともに、外国につながる子どもなど、家庭環境に配慮が必要な児童のための保育士加配等を支援します。また、保育士を補助する人材を確保することにより、保育士の負担軽減、早期離職防止を図ります。さらに、保育現場の労働環境整備に向け、ICT等を活用して事務作業の効率化の方法などを見える化し、保育士の業務のプロセス改善が自発的に進むことを支援するとともに、県内の保育所等を対象に、工夫をしながら働きやすい職場環境づくり等を進めている取組を募集し、表彰を行います。

3 保育士等キャリアアップ研修事業

保育士等の処遇改善を進め、保育現場におけるリーダー的職員の育成や保育士等の専門性の向上を図るため、職務内容に応じた研修を実施します。

4 地域子ども・子育て支援事業

全ての子育て家庭および子どもを対象として、病児・病後児保育事業や地域子育て支援拠点事業など、地域の実情に応じたさまざまな子ども・子育て支援の取組を実施する市町を支援します。

5 放課後児童対策事業費補助金

保護者が昼間家庭にいない小学生の適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブの設置や運営支援を行います。

6 放課後子ども教室推進事業

放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進を図るため、放課後子ども教室の運営支援を行います。

7 保育専門研修事業

多様化・高度化する保育ニーズ等に対応するため、新規採用保育士や子育て支援員（地域保育コース）、放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上研修、保育現場で求められる専門性の向上に向けた研修等を行います。

8 私立幼稚園等振興等補助金

私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人に対して、経常費の一部を助成することにより、幼児教育の水準の維持向上、園児の就園上の経済的負担の軽減および幼稚園等の経営基盤の安定化を図ります。また、幼稚園教諭の処遇改善に取り組む学校法人に対して、経費の一部を助成します。

9 認定こども園等整備事業

認定こども園の施設整備を行うとともに、認定こども園等における教育の質向上を図るための研修を実施します。また、園務改善のために要する経費等への支援を行うなど、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制の整備を図ります。

〈児童虐待の防止と社会的養育の推進〉

1 児童一時保護事業

児童相談所に併設する一時保護所や施設等への委託一時保護において被虐待児童等を保護し、児童の安全の確保を図るとともに、専門職による心のケア等を行います。

2 児童虐待法的対応推進事業

児童虐待に的確に対応するため、児童相談所の法的対応、介入型支援を強化するとともに、AI技術の活用によりアセスメントの精度を高めます。また、子どもの権利擁護を推進するため、多機関連携の推進や協同面接の確立、アドボケイト（代弁・擁護者）の養成、適切な家庭復帰に向けた仕組みづくりを進めます。

3 市町児童相談体制支援推進事業

市町との継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図ります。また、市町の子ども家庭総合支援拠点設置のための支援を行います。児童相談所と市町との連携の強化に取り組みます。

4 家庭的養護推進事業

里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行う里親養育包括支援体制の整備を進めます。また、児童養護施設等の人材確保を支援するとともに、小規模グループケア化や多機能化、児童家庭支援センターの設置を促進します。

5 家族再生・自立支援事業

入所児童の処遇向上を図るため、児童養護施設職員等の人材育成に取り組むとともに、退所者に対し生活の場の提供や身元保証を行います。また、児童養護施設に専任の生活相談員を配置するとともに、施設、企業、NPOと連携・協力し、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。

〈あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進〉

1 DV対策基本計画推進事業

「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、児童虐待対応職員とDV対応職員がより一層の情報共有と連携強化を図るとともに、多様な相談に対応する相談員等の資質向上のための研修会、DV防止の街頭啓発を行うなど、市町や民間団体と連携し、被害者相談・保護・自立支援等を行います。また、相談しやすい環境を整備するためLINE相談を実施します。

〈結婚・妊娠・出産の支援〉

1 思春期ライフプラン教育事業

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性の多様性を含む性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える基盤ができるよう、産婦人科医、教育委員会等と連携し、思春期保健指導セミナーを開催するなど啓発に取り組みます。また、大学生や若手従業員等を対象に研修会等を開催します。

2 若年層における児童虐待予防事業

予期せぬ妊娠などにより不安を抱えた若年妊婦等に対し、「妊娠レスキューダイヤル『妊娠SOSみえ』」による電話相談を行います。また、相談事業の推進に向けた検討会を開催するとともに、妊娠相談にかかる人材を育成します。また、相談しやすい環境を整備するためLINE相談を実施します。

3 不妊相談・治療支援事業

特定不妊治療費や男性不妊治療費への助成を行うとともに、不育症治療費等への助成を行う市町への補助を行います。また、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談や、治療に関する情報提供を行います。さらに、不妊治療と仕事の両立に向けて、企業向けの啓発事業を実施するとともに、当事者が相談しやすい体制整備を行い、仕事をしながら不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。あわせて、若年がん患者が、生殖機能への影響が大きいがん治療の前に受ける生殖機能の温存治療に対する助成を行います。

4 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業

各市町の母子保健活動の核となる人材を育成するとともに、事業推進のための情報交換会や研修会を開催します。また、妊娠届出時アンケートから産婦健康診査事業まで継続したデータを評価、検討するとともに、看護系大学教員を母子保健体制構築アドバイザーとして市町に派遣し、専門的視点から助言等を行うなど、各市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援します。また、予防可能な子どもの死亡を減らすため、死に至る経緯等のさまざまな情報をもとに死因を多角的に究明し、効果的な予防対策を検討します。

〈子育て支援と幼児教育・保育の充実〉

1 子どもの貧困対策推進事業

子どもの貧困対策推進会議において、学習支援や市町の取組に係る好事例の紹介や情報交換を行い、関係者間の連携を深めるとともに、生活実態調査の結果をふまえ、子どもの貧困対策に取り組む団体等を支援します。また、子どもの貧困対策計画策定に取り組む市町へ情報提供や先進事例の紹介などの支援を行います。

2 児童扶養手当事業費

父または母と生計を同じくしている児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給します。さらに、児童扶養手当等現況届受付作業時において、紙申請書からシステムへ入力する作業を、AI-OCRの導入により自動化し、事務の効率化と正確性の確保を図ります。

3 ひとり親家庭自立支援事業

ひとり親家庭の母または父が、安定した雇用と収入を確保できるよう、高等職業訓練促進給付金の支給等の就業支援を行うとともに、安心して子育てができるよう、家庭生活支援員の派遣による日常生活支援やひとり親家庭の子どもの学習支援を行う市町への支援を行います。

4 医療支援事業

身近な地域における途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進するとともに、市町の総合支援窓口の中心となる人材を育成します。また、発達障がい児の早期診断、早期支援のため、地域の医療機関への実践研修等の技術的支援を行うとともに、市町、療育機関など関係機関とのネットワークの構築等を進めます。

〈障がい者の自立と共生〉

1 障がい福祉総務費

障害者基本法に基づく三重県障害者施策推進協議会や障害者総合支援法に基づく三重県障害者自立支援協議会の開催を通じて、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」等の進捗を図りつつ、障がい者施策を適切に推進するとともに、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度を計画期間とする次期プランの策定に取り組みます。

2 障がい者の地域移行受け皿整備事業

障がい者の地域生活を支援するため、グループホーム等の整備促進に取り組みます。

3 医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、これまでに各地域で構築された支援体制の強化と連携を図るため、地域連携ネットワークへの側面的支援を行います。また、医療的ケア児・者コーディネーターの養成、障害福祉サービス等事業所職員の医療的ケア技術のスキルアップおよび医療的ケア児・者スーパーバイズ（関係機関の助言指導等）チームの育成を目的とした研修会を開催することにより人材育成面を強化するなどして、医療的ケアが必要な障がい児・者の地域での受け皿を拡充します。

4 障害者介護給付費負担金

障害者総合支援法に基づき、市町が支出する介護給付費の一部を負担するとともに、障がい福祉分野の人材支援のため、障害者支援施設等における介護業務の負担軽減を図るためのロボット等の導入を支援します。

5 障がい者就労支援事業

経営コンサルタント等を活用した福祉事業所の経営改善等への支援を進めるとともに、福祉事業所に対する受注の仲介、販路開拓等を行う共同受注窓口の取組を支援し、一層の受注拡大を進めます。

6 障がい者相談支援体制強化事業

障がい者への就業・生活相談を実施するとともに、障がい児等に対する支援体制の機能強化を図ります。また、県内全域を対象とした自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい等の専門性の高い相談事業を行います。

7 人材育成支援事業

障がい者の地域生活を支える人材を育成し、障害福祉サービス等の一層の質の向上を図るため、相談支援従事者研修やサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の各種研修事業を行います。

8 障がい者権利擁護推進事業

障がいを理由とする差別の解消のため、相談員の設置および紛争解決を図るための体制整備を図るとともに、三重県障がい者差別解消支援協議会を構成する関係機関と連携して普及啓発等に取り組みます。また、研修の実施や専門家チームの活用により、障がい者の虐待防止や対応力の向上を図ります。さらに、「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。

9 障がい者の持つ県民力を発揮する事業

芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進し、地域における障がい者の多様な活躍の場を広げていくため、さまざまな主体と連携して「三重県障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、関係者の活動支援や連携強化などを行う「三重県障がい者芸術文化活動支援センター（仮称）」を設置します。

〈地域スポーツと障がい者スポーツの推進〉

1 障がい者スポーツ推進事業

三重とこわか大会に向けて、選手や競技団体の育成を進めるとともに、障がい者スポーツ指導員など、障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組みます。また、東京2020パラリンピック等に向けて、県内在住の国内競技団体強化指定選手について、その競技活動を支援します。